

質問に対する回答書

「水道施設運転管理業務委託（淡路市管内）」公募型プロポーザルに関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

	質問項目・頁	質問内容	回 答
①	特記仕様書 p4 （基本負担） 第 11 条 廃棄物処理法上の 責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するものとは、受託業務の遂行に伴い発生する事業系一般廃棄物を対象としているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
②	特記仕様書 p5 （水道事業に係わる業務分担） 第 12 条 保守点検	「突発修繕の実施」は甲が○、乙が△となっていますが、乙の対応範囲は特別な技術を要さない応急対応との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
③	特記仕様書 p6 第 12 条 乙の業務上発生する廃棄物の適正な処理	乙の業務上発生する廃棄物とは、事業系一般廃棄物が対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
④	特記仕様書 p7 （業務の要領） 第 13 条 2(1) 運転管理業務 2)	緊急時の応急対応には建設工事及び修繕工事に伴う設備・機器の切替え並びにその他の対応運転・操作等を含むものとする。と記載がありますが、漏水発生時等、配水管路の仕切弁操作は対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、緊急時（大規模な濁水発生のおそれや施設への被害が想定される場合）には仕切弁操作を指示する場合があります。その場合は甲の責任となる。善管注意義務違反（明らかな誤操作等）は乙の責任となる場合があります。
⑤	特記仕様書 p7 （業務の要領） 第 13 条 2(1) 運転管理業務 5)	河川取水堰・灌漑用井戸等の甲からの要請での操作の結果、発生する設備故障、運用不具合の責めは甲の所掌との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、善管注意義務違反（明らかな誤操作等）は乙の責任となる場合があります。

⑥	特記仕様書 業 務 内 容 ・ 頻 度 (1/8)その他甲が別 途指示する業務・小 規模浄水池(減圧槽 など)の清掃(年 1 箇所程度)	清掃の実施において、老朽化に伴う壁 面剥離等の設備不具合は乙の責めを問 われないとの理解でよろしいでしょ うか。また、清掃後の濁水発生防止に 関する捨水等の復帰作業は甲による確 認および指示のもとでの対応との理 解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 計器等により基準値内を確認できる 場合は、電話等により指示する場合 がある。
⑦	草刈り業務特記仕 様書 3 作業内容 2)	発注者からの指示や要望等による施 設、清掃範囲の増減については協議 の上、変更の対象とする。との記載 がありますが、変更とは契約金額 の変更と理解してよろしいでしょ うか。また、 受注者からの要望による増減を 発注者が認めた場合についても同 様の取り扱いになるとの理解で よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
⑧	プロポーザル実施 要領 9 提案説明 (3)留意事項①	提案説明の出席者は 1 社 3 名以内 とする、と記載されていますが、 提案説明当日に使用する機材の 操作を担当する者については、 当該人数とは別枠として参加 可能との理解でよろしいでしょ うか。	出席者は機材の操作担当も含めて 3 名以内です。